

地震保険のポイント

① 保険の目的

建物：建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる居住用建物

生活用動産：居住用建物に収容される家財

(家財) (ただし、通貨、有価証券、預貯金証書、自動車、30万円を超える貴金属類等は除きます。)

② 保険金支払の対象となる損害

地震保険では、地震、噴火またはこれらによる津波を直接・間接の原因とする火災、損壊、埋没、流出によって、保険の目的（保険付保された居住用建物または家財）が一部損以上の損害を被った場合に保険金が支払われます。

【具体例】

- (1) 地震のショックによる倒壊、破損
- (2) 地震によって生じた火災による焼損（火災保険だけでは、地震による火災は延焼を含めて、補償されません。）
- (3) 津波によって生じた流出、倒壊
- (4) 噴火にともなう溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- (5) 噴火にともなう火砕流によって生じた焼損
- (6) 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流出、埋没
- (7) 地震による河川の堤防やダム等の決壊で、こう水となったために生じた流出、埋没

③ 損害の認定方法

地震保険は、被災した被保険者の生活の安定に寄与することを目的としており、広範囲に大量に発生する罹災物件をできるだけ短期間にかつ被保険者相互間の公平を保ちつつ円滑に損害の調査・認定を行うことが求められます。

そこで、損害保険業界として「地震保険損害査定指針」という損害認定基準を設け、この基準に基づいて損害認定を行います。

*地震保険損害査定指針とは

地震保険損害査定指針は、地震保険法の趣旨に沿った査定処理を行うために約款を補完するものとして金融庁の認可を得た「地震保険損害査定要綱」に定められた「地震保険損害認定基準」を要約・編集したものです。

(1) 建物

被災した建物の、「建物の主要構造部の損害額」と「当該建物の保険価額」との割合によって損害を認定することになっています。

実際の損害認定にあたっては、主要構造部のうち損害が現れやすい部位に着目して調査をおこなうことで主要構造部全体の損害を反映できる「損害認定基準表」を定めこれに基づき損害を認定することとしています。

(2) 家財

過去の地震発生時の損害発生形態の類似性や用途を考慮して、家財を次の5つのグループに分類し、各グループ毎の損害率と価額構成割合から算出した損害割合を

合計して家財全体の損害割合を算出しています。

①食器陶器類 ②電気器具類 ③家具類 ④身回品その他 ⑤衣類寝具類

④ 損害の認定基準と支払保険金

A. 建物

損害の程度	主要構造部の損害認定	焼失・流出等床面積による損害認定	床上浸水等による損害認定	地滑り等の災害による損害認定	保険金の支払額
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—	現実かつ急迫した危険が生じ建物全体が居住不能となった場合	地震保険金額の 100%
半損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—	—	地震保険金額の 50%
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cm超の浸水で建物が全損・半損・一部損に至らない場合	—	地震保険金額の 5%

B. 家財

損害の程度	家財の損害額	保険金の支払額
全損	損害額が家財の時価の80%以上	地震保険金額の 100%
半損	損害額が家財の時価の30%以上80%未満	地震保険金額の 50%
一部損	損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の 5%

⑤ 保険金額の設定について

地震保険の保険金額は主契約の30～50%の範囲内で設定します。

但し、同一構内について建物5,000万円、家財1,000万円限度となります。

(分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額を適用します。)

⑥ 重複契約について

各保険契約の保険金額の割合により合計保険金額が限度額(建物5,000万円、家財1,000万円)内になるように保険金額を修正し支払保険金を算出します。

⑦ 免責事由について

地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的の紛失・盗難の場合等は保険金は支払われません。

⑧ 総支払限度額について

1回の地震等によって損害保険会社全社の支払うべき地震保険金総額が5兆5,000億円を超える場合等は、保険金は下記のとおりとなります。

$$\text{支払保険金} = \text{全損} \cdot \text{半損} \cdot \text{一部損の算出保険金} \times \frac{5 \text{兆} 5,000 \text{億円}}{\text{支払うべき地震保険金総額}}$$

お問い合わせ先

有限会社リプロ <http://www.lipro.biz/>

お電話：0466-55-4388（平日 9:00～18:00）

Eメール：lipro@lipro.biz

保険金や給付金等のお支払いなど、地震保険に関するあらゆるご相談に対応しています。